第13章 関係地域及びその認定理由

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（熊本県環境影響評価条例第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の意見並びに第 12 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 6 条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）は、方法書で定めた対象事業実施区域（排気筒）から半径 2km の範囲をもとに、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて設定した。

大気質の影響範囲は、煙突排ガスの最大着地濃度出現地点（対象事業実施区域（排気筒）から約 700m）の概ね 2 倍の距離を見込み、約 1.5km である。

地下水の影響範囲は、地下水の利用に伴う地下水位の影響圏半径から、約 110m である。

景観の影響範囲は、対象施設が視認できる最も遠い地点の約 820m である。

これらのことから、関係地域は、図 13-1 に示すとおり、対象事業実施区域（排気筒）から半径 2km の範囲に含まれる上益城郡御船町及び益城町とした。

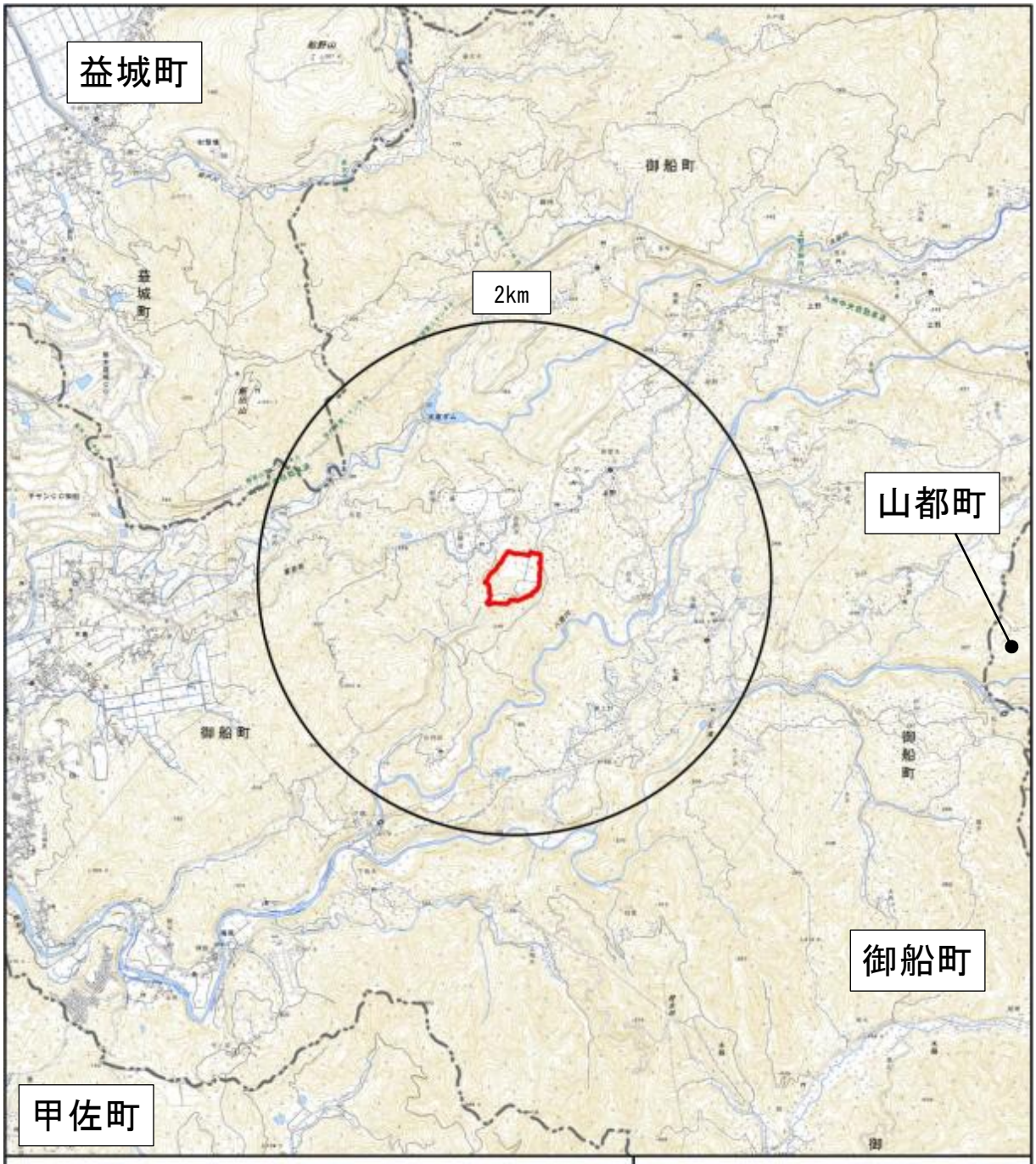
益城町
御船町
2km
山都町
御船町
御船町
甲佐町
凡 例
対象事業実施区域
町界
N
1:50,000
0
1,000
2,000 m
注：本図は、国土地理院電子地形図25000を用いて作成したものである。

図 13-1　関係地域